

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（13）

2. 日時：令和5年9月25日（月）13時15分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁10階会議卓A（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、
中澤安全審査官、澁谷安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 バックエンド技術部

高減容処理技術課 課長 他1名

放射性廃棄物管理第1課 マネージャー 他2名

放射性廃棄物管理第2課 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 技術副主幹 他2名

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所

環境技術開発センター 環境保全部 次長 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

資料1：固体廃棄物一時保管棟の技術基準規則第8条第1項への適合性について（処理場-230-1）

資料2：圧力逃し機構の申請の経緯について（処理場-230-2）

参考資料：

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請（その9）に係るヒアリング（10） 令和5年09月05日

<https://www.da.nra.go.jp/view/NR100100952>

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、では今から現時点処理場のヒアリングを始めます。今回のヒアリングは全体の続きです。前回は、火災等少し時間がありましたので、
0:00:13	前回の審査会合のコメントに対する回答について、何点かご説明をいただきまして、
0:00:21	最後は、避難通路の所要時間についてまで、説明をいただいておりますので、通し番号で言うと本日は、13番からお伺いすることになります。
0:00:33	では、13番について説明をお願いします。
0:00:45	はい。こちら原価検証理事長の平原です。
0:00:49	画面共有の
0:00:51	ないでしょうか。
0:00:53	はい。スライド資料見えておりますのでよろしくをお願いします。
0:00:58	はい。先日ですね途轍最後に説明しましたすいませんコメントナンバー12のですね、避難用避難の最大所要時間が、設計業務こちらの核物質方法、管理情報。
0:01:11	ところのペット名の方が抜けておりましたので、最初のパラ。
0:01:19	こちらの右下のアンケート掲示板5番と、
0:01:24	爆撃を8ページ。
0:01:26	なりますけれども、
0:01:32	こちらですね、今画面にですね、お示しておりますのが、解体分別保管棟のですね、こちら平面図となっております、こちらにですね、避難するルートの方ですね、示して
0:01:46	ございます。
0:01:47	解体分別保管棟の中のですね、保管するということは自治会の平面図となっているんですけども、この階段から一番多いところをですね、出発点としまして、
0:01:59	1階に上がりまして施設の出入口から出るという、こういったルートになっているというところでございます。
0:02:11	続きましてですね、もう一つ節がございまして、寺井古藤。
0:02:16	OK基盤534ページ。
0:02:21	ね、貼っておりません。
0:02:24	こちらですね、廃棄物保管棟の5対1のですね、避難時間の計測増分。
0:02:32	こちらですね、同じくですね、当財団があるところから一番遠い足のところをですね、
0:02:40	落としまして、そこからですね遠い1階のですね、出入口に出るまでのですね、時間の方をですね、継続してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	続いて 1135 ページになりますけれどもこちらは廃棄物保管棟POS2 の避難時間 継続ルートを示しておまして、こちらです、3 階の階段から一番遠いところ です、江藤 1%、
0:03:06	階段を降りていきたいので、低率から、
0:03:10	そうですね。
0:03:11	しているものとか、
0:03:14	こちらですね、搭載タンパク質広報管理情報ですね、避難要領といった本日 のヒアリングですね、ご確認いただいたということで次回の審査会合の方で あります。
0:03:26	こういった方々聴講せずにですね代表施設のルートだけをですね、
0:03:33	非常に対応したいと思います。
0:03:35	ナンバー12 の補足については以上となります。
0:03:38	はい、ありがとうございました。ナンバー10 について何か、12 について何かご 質問ございますでしょうか
0:03:53	はい、ではなければ、13 番、お願いします。
0:04:00	はい。原価処理場の北原です。
0:04:02	DSAとコメントNo.13 にますけれども、
0:04:07	回答資料につきましてはページ番号 137 ページ。
0:04:13	ここに、
0:04:19	はい。こちらですね、コメントの内容としましては、第 8 点になりますけれども、こ ちらの技術基準規則への適合性の中で、第 21 条、第 1 項第 4 号。
0:04:30	ひいての適合性の説明についてという、いうことで、小型のですね、保管庫以外の 保管場所ということで二つ建屋になるんですけれども、これらの床、壁等で担保 できていると。
0:04:44	いうことを追記することということと、あとまた書き、既認可の火災防護の観点、可 燃物の持込管理等も含めて、説明することというコメント
0:04:56	これに対する配当ですけれども、また前半部分で発行型の保管庫以外の適合性 についてですね、お知らせしたいと思うが、
0:05:06	こちらですね、段落に示しております通り、第 21 条第 1 項第 4 号イに適合する ためということで処理前廃棄物保管場所及び発展廃棄物に、
0:05:18	保管場所を設ける。室の壁、床等は鉄筋コンクリート造り土壁等は構成等の不 燃材料とするというこの文章をですね、
0:05:28	補正で追加したいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:32	箱型の保管庫についてはこちら以前、以前の林審査会合で説明させていただきました通り発生廃棄物保管場所において、箱型の保管コア構成とすることにより火災の発生を考慮する設計と。
0:05:45	ということで、こちらも補正で何ページ。
0:05:48	それほど県案検討しております。
0:05:52	コメントの後半部分の火災防護の観点なんですけれども、こちらについては火災発生防止としまして以下の措置をですね、減少して、保安規定、また下部規定に定めて、
0:06:04	もうすでに管理の方は現場の方で、でございます。
0:06:09	こちら一つ目の山根になりますけれども、また保管する廃棄物については金属製容器の方に普通のおってございます。ただし容器に封入することが、まず、
0:06:21	困難な大型廃棄物等へ、
0:06:23	浄化房は燃性または難燃性のものにあつた対抗補助必要な設定を行うというふう
0:06:31	に定めます。
0:06:31	二つ目、管理区域内に塀を持ち込める可燃物については、緊急要望ホシだ、または作業に使用する必要最小限の量とすると。
0:06:41	ということで、こちらの管理区域に持ち込むのはですね、最小限とするということを原則として、の方いただいております。
0:06:51	満留持ち込んだ可燃物については、閉じ込め機能を担保している設備機器等の付近に行い、定めております。
0:07:01	四つめ、日を跨いで、管理区域内に可燃物豆腐場合は、作業終了後に、金属製のキャビネット、または金属製容器の本給の、
0:07:12	金属製キャビネットまた金属製容器に収納することが困難なヶ年分。
0:07:18	後、原則的なもこちらの不燃シートですね、ということで、あと、金峰に出て小学校入ってる等の火災防護対策を講じるということで、
0:07:30	基本的にですねこういった金属製を収納することができないものについてはね。
0:07:35	原則不燃シートでカバーをしてぜひ方に、消火器の方は池の方、こちらの現場、現場の方で対応を行ってございます。
0:07:44	最後 1 点目ですけれども、各作業を行う場合は結構に、消火器を配置するなど、火災発生防止、また延焼防止のための適切な対応を、
0:07:55	規程の方に、
0:07:59	コメントNo.13 については以上となります。
0:08:02	はい、規制庁シブヤですありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	こちらは保管については府民性の材料であることについて説明があったんですけども、建屋内の部屋そのものが保管場所になってる場合について、記載が不足していたことから、
0:08:19	記載の充実をしていただいたものです。
0:08:22	他に何かご質問等ございますでしょうか。
0:08:35	はい。では次、14 番お願いします。
0:08:45	はい。原価研処理場の塚原です。続きましてコメントNo.14 になりますけれども、こちら第 8 件のコメントでございます。
0:08:55	技術基準国第 36 条第 1 項第 2 項への適合性の説明に、
0:09:01	ところで、廃棄物保管場所のサポート、鉄筋コンクリートづくりというところの説明だけでは不十分であるということで主体の充実を図ることと。
0:09:10	ここで答え。
0:09:12	こちらについてね、すいません、回答現実番号がずれているんですけども、八、九、右下の参考の 86 ページになります。
0:09:29	はい。こちら 86 ページのですね、
0:09:32	準則のですね第 36 条。
0:09:35	なりますけれども、こちらですね第 1 項第 2 号、適合するためということで、こちらの黄色でマーキングしているところが、審査会合のコメントを受けて、SE木下さんところとなっております。
0:09:52	第 36 条第 1 項第 2 号に適合するため体系を 1 人東大に配給処理等財産配給処理等解体分別保管棟及び減容処理棟の中に設ける、処理廃棄物保管場所及び発生は、
0:10:06	保管場所の想像は建屋の壁、床等でエリアを確保している保管場所については、壁床等を、鉄筋コンクリート造り、
0:10:16	常時開放している扉等を設けないことにより、放射性廃棄物が漏えいしにくいか報道部。
0:10:24	してございます。
0:10:25	続きまして 5、保管庫になりますけれども、第 1 配給処理槽と第 3 配給処理等に設ける箱型の発生配給投函場所は、法定とするとともに、箱型の保管場所、
0:10:37	を設けるエリアが安部湯川東郷鉄筋コンクリート製
0:10:42	は同時開放している扉等を設けないことにより、放射性廃棄物が漏えいしにくい構造ということということでまとめていきたいと思います。
0:10:53	コメントナンバー流用の説明については、調査、
0:10:56	はい規制庁志賀ですありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:00	これはですね、放射性廃棄物が漏えいしがたい構造であることという説明が、建物が鉄筋コンクリート造りであること、というだけになっておりましたので、屈筋コンクリート造りの建物は、
0:11:13	すべからく放射性物質が漏えいしがたいかっていうとそうではないと思いますので、少し記載の充実を求めていたものですがけれども。
0:11:22	今回の修正について何かコメント等ございますでしょうか。
0:11:42	はい。よろしいでしょうか。
0:11:44	では次、15番、お願いいたします。
0:11:50	はい。原価券処理場のキタハラ時、コメントNo.F有効でございますけれどもこちらの内容としまして、
0:11:58	令和第1優先ねえと太細給水時保管等のものでございますけれども、こちらについて、
0:12:04	基準規則第36条、第2項への適合性の説明について、搬入等のシャッターが搬入時以外は常時閉であることを、推移することと。
0:12:15	コメントです。
0:12:17	代休へんご説明の方が、一般法、
0:12:29	まず、こちらのですね90ページ。
0:12:34	この中で設計仕様の中の酒匂5になりますけれども、こちらのところでですね、
0:12:41	こちらの真ん中の部分って、案Aとシャッターはということで、廃棄物の搬入事項以外は、情勢に対抗する際は借換最高前に金属製料金を甘受作業場内を、
0:12:55	こちらシャッターなんですけれども、植野甲田の藤。
0:13:00	95ページのところに売却予定年度の方。
0:13:04	こちらにですね、他に、チャプターが場所ありまして、こちらの所へ、
0:13:10	ここ、
0:13:12	というところでございます。
0:13:14	それ以外のところですね、一番下の方変更でございます。提案二つ、5ページですね、技術基準上、
0:13:23	希望制になりますけれども、
0:13:28	ここで第36条ネット3以降、適合の
0:13:34	同様に、列車サーバーということで背景ぞ案2と以外は、上で、
0:13:40	訴えを提起したいと。
0:13:43	コメントNo.15の説明は以上でございます。
0:13:46	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。鳥羽サッカーについて運用を含めて、記載をしていただきましたけれども、これについて何かコメント等ございますでしょうか。
0:14:04	はい。なければ次16番お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:09	はい。原価減少以上のキタハラで、コメントNo.16 ですけれども、こちら第 9 件、今後、
0:14:18	許可書との整合性についてということで、こちら方針 1 のですね、試験研究用等原子炉施設を地盤を持つ設計方針になるということで、
0:14:30	これについては 1 杯統計としては 107 ページになります。
0:14:36	こちらの左側にですね、現象的人口木場心停止の記載のところもございまして、こちらの 8-1 の基本設計の方針というところに、新築詰まって、
0:14:47	第三条の試験研究要素は検証制度 8 番。
0:14:51	適合のための設計を、ことで大丈夫。
0:14:57	安全合金見てるところのあった 40 センチによるスパ村長の方、こちらの適合のため、
0:15:03	警報を合わせてございます。
0:15:07	簡単ではございますがナンバー16 の説明は以上となります。はい、規制庁シブヤさんありがとうございました。新規制基準の適合。
0:15:17	新しく要求事項となった地盤について対応する許可の条文の記載を求めたものです。
0:15:24	何かコメントございますでしょうか。
0:15:32	はい。では次 17 番をお願いいたします。
0:15:35	よろしいですか。すみません。
0:15:38	戻っちゃって三子。
0:15:43	コメント 15 の関係で、
0:15:50	98 ページを見ると、
0:15:54	左下に写真が載ってるんですけども。
0:15:58	これってあれですか。
0:16:02	3 番とか 4 段、4 段積みぐらいになってるんですけど、この箱と箱。
0:16:09	は、何かなかと名が何かね。
0:16:14	求めるということでしょうか。それともこのまま。
0:16:19	特にと名たりせずに、
0:16:22	詰め積んでおくということなんでしょうか。
0:16:39	はい。処理場のヨコボリですけども、こちらの固体廃棄物一時保管等このような形で、金属製の容器重ねて置いておりますけども。
0:16:48	一番最上部のですね 4 段目については、やっぱり
0:16:53	落下防止というかですね県連絡防止というか、そういった観点から、
0:16:58	固定をする、捕獲をするような処置をとるというものでございます。
0:17:05	うん。では数、3 段目までのところ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	特に
0:17:13	固定しなくても落ちないように設計になってるってことでしょうか。
0:17:23	はい。処理場のヨコボリですけども、おっしゃる通りでしてやっぱ4段目になると高さが結構上がってきます。3番目でこの金属製の容器もそれなりの業績というか、
0:17:35	それぞれの段数の設置面が、それなりにございますので、4段目になるとちょっと落下というかですね、崩れるリスクというかそれがちょっと上がりますので、
0:17:46	そういったところは固定をするという形で対応したいと考えてます。
0:17:53	うん。規制庁島村です。
0:17:56	特にその家計算して、3段目まで落ちないとか、4段目だとちょっと危ないとかそういう。
0:18:06	計算結果があるわけではないってことですか。
0:18:24	はい。衛藤処理場のヨコボリですけども、こちらについてはですね、明確に検討というか、その評価というわけじゃないんですが、やはり高さも含めて、あとこの積み、
0:18:38	関係についてもかなり密接した形で積み上げておりますので、
0:18:42	そういったことも考慮して4段目については固縛をするようなことで対策を考えているというもので、
0:18:54	はい。
0:18:55	わかりました。
0:19:01	他はよろしいでしょうか。
0:19:12	規制庁の井藤ですけども。
0:19:17	ナンバー14の回答とナンバー15の回答。
0:19:22	比べたときに、
0:19:24	何か事業部の回答では、
0:19:27	上に
0:19:29	そして、
0:19:31	運用についても保安検査なりという言い方をされていて、
0:19:36	それに対して
0:19:38	何か14年度、
0:19:40	に対する回答は、
0:19:43	86ページだと思うんですけども。
0:19:47	常時回答している扉を設けない。
0:19:52	業者の違いが何なのか教えて。
0:20:11	はい原価兼処理場の北原です。こちらですね、コメントナンバー重要なところではですね、常時ファイオーしている扉等を設けないという、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	書き方をさせていただいております、こちらですね
0:20:26	基本的には常時閉ではあるんですけども、そういった平成ですね、出入口とかの扉等を前提とされているもの、ものでございますのでそういった人の出入りがあるという意味で常時再考している扉等設けないといった行為、こういった記載に係る
0:20:44	平尾
0:20:46	との関係を明確に
0:21:15	はい処理場ヨコボリですけども。
0:21:17	そうですねちょっと小チラーはですね、次保管棟のような方ちいとちょっと違って一般的な通常の建屋の中のある一つの部屋という、それも
0:21:28	衛藤。
0:21:29	これ、発生廃棄物とか処理廃棄物保管場所等を、だけを使ってるわけではない部屋もございますので、ちょっとあの運用を面との関係性というか、保安規定だったり、下部付けに、
0:21:43	その辺をどうを担保するかというところはちょっと検討させていただきたいと思います。ただ、何らか、
0:21:51	運用でもですね、設備技術の適合性として説明する以上、そういったところもですねちょっと検討はさせていただきたいと思います。
0:22:00	はい、伊勢
0:22:10	ほかに何かありましたので、
0:22:25	はい、では 17 番のご説明をお願いします。
0:22:31	はい。原価兼処理場の笠田です。続きまして、コメントNo. 17 になりますけれども、こちら第 9 ページですね、コメントとなっております。
0:22:41	コメントの内容としましては、
0:22:45	耐久性の馬車系計算書についてというところで、江古田配置する保管棟内ですね、放射線増分従事者に対する被ばく影響が読み取れない。
0:22:56	武主事が不要であれば取りを示す場線量調査等を実施して説明すること。
0:23:02	まず、こちらについて等、また齊藤先生の 99 ページのところですね、設計条件、構造のところですね、こちらの真ん中の部分に放射線影響について放射線業務従事者の、
0:23:17	線量当量率が、告示の基準日を下回るだけを設ける。
0:23:22	ゴトウ論と説明の方へ。
0:23:25	行っていただいて、
0:23:27	続きまして検量強化になるんですけども、こちらが 112 ページ。
0:23:33	お願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:37	こちらですね添付書類 11 の 1 の会社の
0:23:42	ところにして、黄色のマーキングのところでは推進の方させていただいております。
0:23:47	まず 1 こそ概要になりますけれども、本計算書再配布、一時保管等の平常時における実効線量率評価を行い、放射線業務従事者の実効線量が 5 年間確認してと、年間 50 見つけて操作したこと。
0:24:03	そこで今日、実効線量、
0:24:05	継電器の方 2 人の方でございます。
0:24:08	計算方法。
0:24:10	についてですけれども、2 ポツ 2-A 評価になります。実効線量率評価にあたり、直接ガンマ線による放射線業務集中期間、管理区域境界及び人の居住の可能性がある。
0:24:23	敷地境界外における発電量計算を行ったというのを、
0:24:28	バス、
0:24:29	次の段落に行きまして、固体廃棄物一時保管等における直接ガンマ線の計算条件不利計算モデル。
0:24:37	教育に対しまして、放射線業務従事者の評価点についてはですね、線源から 50 センチ評価点、
0:24:46	続きまして、評価時間は平常時の作業である廃棄物の搬入室及び点検作業を考慮しまして、1 日間週 5 日当たり時間で年間通してこれ、
0:25:00	時間の方をさせていただきます。
0:25:03	PTが追加されましたのでそれ以降のですね、江藤。
0:25:07	郡司から牧奈良ということでスズキの方へ売り上げの方を行います。
0:25:14	李ポスターの評価結果ですけれども、評価結果をですね、表 2 から小用に進めるということで、表 2 の方にして、放射線業務従事者における実効線量はということで、荘司においては評価点記事で年間 3.6 メートル程度。
0:25:29	やはりですね、加古久慈の基準値を下回ることから、堀田前
0:25:33	に対した鮭を設けるではないけど、やっております。
0:25:38	一番最後のところにですね、管理区域境界及び人の居住の可能性がある敷地境界外に対しても、線量限度は超えることはないですけれども、建屋の天井及び壁、
0:25:50	また 0.2 メートル、こちらを射程として設けるということを聞かさせていただいております。
0:25:56	続きまして 113 ページの、
0:25:59	江藤石井ですけれども、この中にですね
0:26:03	計算条件と計算モデルということで新たに評価点平均値をですね、放射線業務生産作業 1、線源の久米知念から 0.5 メートル。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:13	としてさせております。
0:26:17	場所としましてはですね、この小阪背景推進保管棟の中には、こちら真ん中の、これが佐伯田井センゲンなっているんですけども、あそこから 50 センチ離れたところ、店舗である。
0:26:29	あと、ところで、バス、
0:26:33	これについてはですね、天領の評価結果、こちらの表 2 の方、新たな一般の方でございます。
0:26:40	こちらの執行線でメーカーさん、
0:26:50	コメントNo.17 の説明については以上でございます。
0:26:54	はい。規制庁渋谷です。ありがとうございました。こちらは敷地境界に対する計算結果が示されていたところ、
0:27:03	法律連休業務上自社についての評価はどうかということで、記載の充実を求めたものですがけれども。
0:27:11	何かコメント等ございますでしょうか。
0:27:23	規制庁渋谷ですけども、敷地境界の方についての説明、質問になりますけども。
0:27:31	スライドの 112 ページの 2.2 の評価のところ、
0:27:35	直接岩盤については、使ったコードがQADのCDにあるんですか、と書いてありますけども。
0:27:45	スカイシャインも同じコードによる計算になるんでしょうか。
0:28:15	郷社長は旧処理場のスドウスポーツ、
0:28:18	会社については使ってるコードは、じいさん関係のバルティック場所にも載せている。
0:28:32	すみません、途中から聞こえなかったんですけどもう一度お願いできますでしょうか。
0:28:42	大瀬さん言う所以上のスドウです。スカイシャインを聞いているコードですが、G3、G2 の 2Rと呼ばれている構造になっております。
0:28:53	廃棄物処理場の教科書の中にも記載されている構造となっております。はい、わかりました許可と同じ構造仕様したということで、
0:29:03	そしたらこの
0:29:07	一緒に直接岩盤のところのコードと、一緒に併記していただけますでしょうか。
0:29:21	あ、清城野北原です。はい、了解いたしました。はい。よろしくお願いいたします。
0:29:26	他に何か、
0:29:29	確認事項ございますでしょうか。
0:29:41	はい。
0:29:41	金委員。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:51	放射性廃棄物処理場のストウです。
0:29:54	変更の方よろしいでしょうか。はい。はい。
0:29:59	その変更でお願いいたします。
0:30:01	今、すいません、今日本で新しく新しく変更ってことですか。はい。そうです。はい。
0:30:07	今画面に示されている評価点のキーワんでございますが、館IT部、放射線業務従事者の作業値ということで、括弧書きで線源の地面たら 0.5 メーターとなっておりますが正しくは、
0:30:19	線源の表面から 0.5 メーターとなっております。こちらは修正させていただきます。失礼しました。
0:30:26	はい、承知いたしました。
0:30:32	続いて 2 その表で教えていただきたいんですけども。
0:30:39	このP7 の地点っていうのは、建屋から 670 メートルっていうことなんですけども。
0:30:48	そっか。
0:30:50	直近の人の居住の可能性、これ大丈夫ですかね。これ、この説明入れない。
0:30:56	ちょっと具体的にどの規定なのか夏でわかるようにしていただければいいかなと思うのと、
0:31:05	あとはもう、
0:31:07	一番近いところはその評価として一番厳しいということ。
0:31:12	ことなんでしょうか。
0:31:15	他の建屋との兼ね合いでもっと厳しいところがあるんだったらそこで示していただくのかなと。
0:31:27	廃棄物処理場のストウです。まず震源ご家庭を示してにつきましてはそうしましたこちら、府の方でいただく。
0:31:36	こちら松倉見ません評価となっております。国際社員が教学アップに持って、直接ガンマ線が優位ということで直近の、
0:31:47	知見が一番高くなるものでございます。
0:31:53	規制庁シブヤですけども、それは周りの建屋との合算でも、一番線量が大きいという、理解よろしいでしょうか。
0:32:08	星佐伯部署以上のストウです。今回の評価においては、伊勢県は、他の確約の合算はしておりません。
0:32:21	それですと
0:32:24	そうですね。合算で一番高くなる場所での評価をしていただきたいんですけども可能でしょうか。
0:32:35	は、放射性廃棄物処理場のストウしました藤。
0:32:40	確認した上で、また対応させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:44	はい。よろしく願いいたしますその場合ですね、内訳として、
0:32:49	例えば他の建物等からの影響の方がかなり大きい場合もあるかと思しますので、その場合は、合算値と、
0:32:58	固体廃棄物追加保管等の、そのうちの企業ですかね、それが非常に小さい場合であっても分けて書いていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
0:33:16	廃棄物処理場のストウで処置しました。確認して、回答させていただきます。
0:33:23	はい。よろしく願いいたします。
0:33:27	ちょっとお待ちください。
0:33:32	全部。
0:33:34	しっかりと。
0:33:41	データを集めて、合算してるっていうのがどっかであった気がする。
0:33:47	中旬だったら今野先生のPWRじゃないんで、NSRRだったらもうちょっと北のほうの、東野店。
0:33:54	一番高くなると。
0:33:56	チャンピオン業者すべても気がつかないとか、30万1000照明としてメーカーメーカー、なかなか安全側です。
0:34:05	ちょっとお忘れしましたが、試験炉施設、原研の試験の施設としては、研究内工添付11って書いてあるけど、添付11どっちかわかんないけど、いわばの評価をしている添付書類があるはずなんですよ。
0:34:21	その評価でどうなってるかって言うのを、
0:34:26	確認をさせた上で、はい。それに則った形で、
0:34:30	原価検討しての合算評価。
0:34:34	説明した方がいいです。研究定員、昔の提供だった原発. 9. 10っていうのは、今も. 9.9 ですね、この点11って何だろうね。
0:34:46	県11。
0:34:48	今日の説明、添付の11で聞いてはいたんだけど、
0:34:56	うん。
0:34:58	はい。
0:35:01	うん。
0:35:03	規制庁渋谷です。
0:35:06	今のスライドの113で、遮へい計算書は添付書類の11-1というふうに書いてありますけども、
0:35:14	こういう遮へい計算というか線量計算等は添付書類の9でも、
0:35:22	おそらく示されてるかと思うんですけども、その9と、この11の位置付けはどのように違うか、でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	品管金庫のようです。
0:36:19	すみません、処理場の北原です。すみません先ほどのご質問なんですけれども許可書の添付書類 9 のことがそうですねはい。
0:36:29	タカショーの典型ですはいすみません。
0:36:31	秋田沼田さんが確認しているところ。
0:36:33	そういえば、
0:36:56	それではないんですけれども、
0:36:59	適合性示す工場として自主的につける。小路OKです。じゃあ、難波でもいいんだけど。
0:37:09	合算してみました。
0:39:40	報札廃棄物処理場のスドウです。クソー級現状のポンプトリップにおいて、ソリゾウノ遮へい評価にの記載はございませんそれが実態でございます。
0:39:53	示すありがとうございます。
0:39:56	ちょっとお伺いしたいのはお客さんに関する原価県全体の考え方で、ちょっとその添付書類の 9 だったか忘れたんですけども。
0:40:06	各施設ごとにですね、一番汚染線量率が高くなる地点を各節ごとに出して、
0:40:17	それ、指定はそれぞれ施設ごとに異なるんですけども、それらをすべて合算しても、ただかなり保守的に見積もるわけですけども、それでも、その扇状。
0:40:30	減。
0:40:32	規制庁が定めるが規制委員会が定める、製造部の方に行かないというそういうような評価をしたかと思うんですけども、それとのちょっと関係性を合算ということについてちょっとお伺いしようかと思ったんですけどもそれについてはいかがでしょうか。
0:41:33	放射性廃棄物処理場のスドウです。今、
0:41:37	移された、ちょっと確認ができませんでしたので、5ヶ所、調べた上で、折り返し回答させていただきます。
0:41:46	はい。よろしく願います。
0:42:00	さんはしている。
0:42:07	1 件として全体の数字が出てるような感じですか。うん。なるほど。
0:42:12	いや、
0:42:13	原子炉水終日あるかな。
0:42:21	進めましょう。じゃあ、次、18 番、お願いいたします。
0:42:31	はい。原価減処理場の北原です。続きまして V、コメント No.18 けれども、こちらについてはですね別紙の通り着手をいただいております。一番最後、138。
0:42:45	39 ページに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:48	本橋でございます。
0:42:53	こちらですね、コメントNo. 18 の内容になります。まず第 1 回審査会合論点の、齋藤というところで許可基準特A第 7 条、診療。
0:43:05	対策についての別項認定用紙について、
0:43:09	この審査会合の場ではリスクに応じて、整理しているということで説明をさせていただいたんですけれども、原子炉を有するですねJRRⅢやHTTR等、こちらについては、
0:43:24	横断規制の方で運用対応ということでページの方をしているということで、こちらについて再度考え方を整理し、説明することというポイントでございました。
0:43:34	こちらについての回答になります。また試験研究用等減少施設への人の不法な侵入等の防止に係るですね、減少設置変更許可申請書の説明と、
0:43:46	後段規制の関係の提示について瀬古 1139 ページの表の方に示させていただいております。全課県ですねNSRRとJRRⅢとしてシート処理場、最後に菅麻生アライ県のHTTR。
0:44:02	について平成にもこうっております。こちらについては、細かい記載のところの違いはあるんですけれども左側ですね減少設置変更許可申請書の説明に置いてある、一番上がですね。
0:44:15	安全性と、含むと陸域の設定についてのところで、真ん中の中段のところだけ、各原価県であれば元消化研究所の敷地内への入港管理とか、
0:44:29	これを適切に行うと、一番下のところはですね、そういった不正アクセス、防止のための検査外部の電気通信ファイルネットワーク化、遮断する設計とすると。
0:44:41	いうところの、
0:44:43	説明の方してございます。こちらについて、別に
0:44:47	STACYの、なりますけれども、ページの方では物理的障壁の設置とかPKの入退域管理が適切に行える、設計とするというところでこちらについてはですね
0:45:00	そうですね後してやってる防止のための外部の電気通信回路からの遮断する設計ということでこちらについて結構に申請をですね、行っているというものでございます。
0:45:11	ただですね、こちらの申請の内容の詳しい内容をですね確認しましたところステージの開け工認申請書の方ではですね、STACY施設は、防護柵、鉄筋コンクリート造り、
0:45:24	瀬谷等の物的照明により防護する。また、炉室及び核燃料物質共同設備並びに制御室及び転記への入口は、1ヶ所に限定してこれらの入口を、性状を管理すると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:39	なお、人の不法な侵入等の防止のために講ずる措置は、元消化器研究所の減少切迫物質防護系及び原子力研究所の原子炉石膏安定このサブテーマ。
0:45:51	すぐためて、遵守するというような、こういった記載になっているということで実質的な内容については、正常会議を行うとかそういった運用対応とほぼ近いもの、内容となっております。
0:46:04	ですので、これらのことからということで、ちょっと現つこう代としてもちょっと一貫性がとれていないというところはあるんですけども、放射性灰吸収以上においてはですね。
0:46:15	許可基準規則第7条の侵入対策についてはですね、他のですね研究炉施設、N SRR、JRRⅢ、あと小原家のHTTRとですね、同様に運用による、
0:46:26	古さ対応で問題ないと考えていて、こういう考え方でですね、提示の方をしていきたいと思えます。
0:46:34	コメントNo. 18の説明については以上となります。はい規制庁主義でありがとうございました。七条の不法侵入対策について、設工認を要するか否か、予定のかということについて、現在検討しての、
0:46:49	遊佐長嶺となってるかっていうことについてまとめていただきまして、STACYがむしろ、
0:46:56	例外的な形になってるけども、中身を見ると運用対応になっているというご説明でしたけれども、規制庁、風間質問、コメント等ありましたらお願いいたします。
0:47:36	成長シマムラですけども、この
0:47:41	139 ページの表案と、
0:47:55	運用等は、設工認に、
0:48:00	スドウの運用でも、
0:48:06	核物質防護規定でも対応しているということです。処理上はこの、
0:48:11	運用対応としか書いてますけど、この核物質防護規定の方は、
0:48:18	特に、
0:48:22	開かなくていいんですか。
0:48:28	はい症状のヨコボリですけども、現状がですね後段規制の整理の評定の記載をここちょっとまとめているものなんですけれども、西条につきましては、
0:48:39	核物質防護奇形で対応済みというかですね一部プレジャー中達成施設ありますので、そのうちの一部がPP施設ということもございまして、
0:48:49	全体として記載するという、一部だけが、
0:48:52	核物質防護規定で、当然施設管理とかですね、そういったものは対応済みとなるんですけども、全体として、PTCじゃない施設も多数ございますので、処理場の方はちょっとこのような形になっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:11	だって書いてもらう。
0:49:23	いかがでしょうか。
0:49:33	なんか話ですけど。
0:51:52	土岐清と志村ですけども、許可の方で、核物質防護規定との関係というのは、記載がありましたでしょうか。
0:52:09	はい処理場のヨコボリですけども、結果の方には核物質防護機、この関連みたいなところの記載はないです。
0:52:17	はいありがとうございます。現状が許可でも設工認でも核物質防護の方で、見えますとかそういう記述は一切登場しないとそういう理解でよろしいでしょうか。
0:52:37	はい処理場ヨコボリですけども。
0:52:39	処理場のところの許可人はそのようなところはないです。はい。はい。はい、わかりました。
0:54:39	ですと、許可日規定文、
0:54:46	コピーに関する規定。
0:54:51	トップに帰ってきて、
0:54:55	今とか設置工事もないし、申請されてないっていう。
0:55:03	そうするとですね何か、技術基準にはあるけれども、
0:55:17	ちょっと技術基準にある以上は、許可のPT、
0:55:25	やると書いてあればいいんですけどそれもないとすると、なんかちょっと、
0:55:33	十分でないような、
0:55:35	気がする。
0:56:32	本としては、原発にはないけれども、
0:56:37	設工認して、改めてPP企業との関係。
0:56:42	聞いて体験。
0:56:44	備品規則の中に、
0:56:50	そう基準適用が、
0:56:53	入れない。
0:56:56	しますけどね。
0:57:04	全部書いてます。
0:57:09	方策だとか、そういったものを設工認ゲームPETリースしろとは言わないけれども、規定との関係については、
0:57:21	まあ、どこに問題がおかしい。
0:57:24	基盤を。
0:57:26	そうですね。その技術基準規則の方。
0:57:29	基準適合、ここで審査しなきゃないと思うんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:36	決算前に、
0:57:38	設工認できない。
0:57:44	参っていいのか。
0:57:48	市長でしょ。
0:57:56	本でやらないってことだと思います。
0:58:07	入ってくれへん違う。
0:58:11	施策とか儲けるっていうかね。
0:58:16	だから、そこから入ってこない。
0:58:20	知らない言葉は生きてる。
0:58:23	何してきますよ。
0:58:27	学生年ぐらいですけども、この金八 2、PKとの関係はもう含めないということでしたけれども、
0:58:36	説明員としては少なくとも、PP移設に関しては、このPTせい言って、対応しているという趣旨の記載をするということをご検討いただけますでしょうか。
0:58:56	ページの方の記載を参考にしてくださいということですのでよろしく願いいたします。竹川。
0:59:03	ベンチマークから伝達を、
0:59:05	反抗してくださいということですのでよろしく願いいたします。
0:59:12	こんな方。
0:59:28	っす。
0:59:31	はい処理場のヨコボリですけども承知いたしました。で、
0:59:38	これは処理場としてこの結構人です。この設問の技術基準規則の第 9 条の方針を含む、
0:59:50	別で、当機構に申請を行って、その中で、
0:59:56	のPP規定で対応しているとかですねこういう施設じゃないところは、
1:00:01	関係部で鍵管理等を行っているといったような、そういった設備に申請をするということの検討ということですのでよろしいという検討では、お願いいたします。
1:00:17	ほかにコメント等ございますでしょうか。
1:00:24	じゃここまでの質問で、全体的に何かございますでしょうか。
1:01:08	はい、では本城CEOの資料として、231 人 132。
1:01:16	をいただきましたので、そちらについてのご説明を企画管理部 1 からお願いいたします。
1:01:30	へえ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:31	見かけ減少以上のスドウです。それでは右肩資料番号処理場 230 日についてご説明させていただきます。ご質問内容ですが、また技術一条間等について、技術基準規則の第 8 条第 1 本必要性を説明すること。
1:01:47	富松会長となりますが、母体匹一条間とはこちら平成 2 年に建設されてるものとなっております、当時はですね核燃料物質の使用の許可を取得しております。
1:01:58	現在、こちら、核燃料物質使用施設等としまして保管廃棄施設ですね処理液の交換場所として、木場を、
1:02:08	松田猪狩、蘇武前野、鶺鴒技術一時的に保管してもらおうとなっております。
1:02:14	原子炉に関してはですね、また逆になりますが、一時保管等は原子炉施設の設計基準対応の中でですね、浦勝核燃料物質使用施設と同様に置き換えて、
1:02:25	(12)マイルド管場所として平成 30 年 10 月 11 日に新たにペーパーを進めます。
1:02:32	設工認そのピークを想定しているところでございます。
1:02:37	この申請にあたってですねミニストップの第 8 条第 1 項につきましては、事業の効率的に報告していただいたものを入れさせていただいてございます。
1:02:49	こちらの表につきましてはですね、9 月 5 日のヒアリングの際にですねご説明させていただいた資料より上 227-2 と同じような形となっております、
1:03:01	その中の対洪水やっぱ熊木、それから地すべり、火山森林火災については他施設と同様の考え方となっておりますので、こちらの説明を終了させていただきます。
1:03:13	今日ですね、畦タイプでございますが、報告が、
1:03:18	まず、今回の記載としましては、一つは、気象台の観測結果によれば、周辺把握された瞬間最大風速は 44.2 メーター%の報告をして、
1:03:29	家族か人たち、関谷建築基準法に基づいて行うため、各サイトにより被害を受ける恐れはないということで、
1:03:37	私国井中出の記載となっておりますが、構造計算書において風荷重を考慮し説明を行って、
1:03:45	山木 1 人、0.1 として、添付させていただいてございます。
1:03:51	0.1 の構成率が、対応暴れた構造の 1 構成となっております、左側が建設工事の構造計算書平成 2 年のものになっておりまして、
1:04:02	右側は平成 29 年再評価を行った時の構造計算書となっております。
1:04:08	その中に発鍛冶としてはですね、建築日本下回ってですね、合併するといったことが主催しているといったものとなっております。
1:04:18	ただしですね、3 ホップ引退がございますので、
1:04:24	そんなに導入時、それから適切能力については他のを、
1:04:32	間野佐治への組み合わせ応力に対して人体から就労を作るということで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:37	組み合わせ荷重について地震荷重について考慮し、よりも小さくされる風荷重、休憩は省略しに行ってください。平成 29 年、5 号にも同様でございます、同じように、です。
1:04:51	6 分比べていきたいということで集約するものといった記載もございます。
1:04:56	後は戻りまして、
1:04:59	もうそれが受けまして、
1:05:03	まず 1000 円建設当時のルールの繋ぎが構造計算信号ページシン馬術 737kN に対してパブ鍛冶こちら実際、具体的な数字オッピングですが 183kN。
1:05:16	小さく、その家シンパ中の評価に包絡されるといったことから、その評価をしているものとなっております。
1:05:24	同様に現地の法令の改定を受けて実施した西京%平成 29 年のものにつきましては、地震佐治こちら 859kN に対する数々 183% と小さい。
1:05:38	結果報告されるということで、評価の方は数字というものでございます。
1:05:44	それしたら続きまして積雪でございますが、
1:05:48	実は、五つを地方気象台のパーと P6 を受けましてペットの深さは最大 30 センチとなっておりますので、
1:05:58	建築基準法関係法令に、条例に基づいて、地域、稚拙表を参考に、積雪量つき 40 センチを想定して清潔目標。
1:06:09	別要因の紙でございますが構造計算書の発見積雪を考慮し、設定しているものでございます。八尋さん、一番になってございます。
1:06:20	こちらをですね査定の金田城と同様に左右分かれた補正となっております、同様に左側が平成 2 年、評価は未満は平成 29 年の評価となっております。
1:06:33	平成 2 年の左側の方でございますがこちらは設置せ、マージンとして設置 40 統一して、評価の方を行う。
1:06:42	でございますが、結果的にはですねこの下の 3 ポツに記載がありますように、溶接ともですね、淡路信用金庫浦部区 10 日進めていくということで、技師能力の評価の方も努めて参ります。
1:06:57	タイミングは平成 29 年の方も同様でございます。節 29 名の方でございますがこちら、
1:07:05	積雪荷重をですねより保守的にするために火山灰発として宮仲間火山灰、
1:07:12	そして評価を行っているものでございます。
1:07:16	衛藤に戻りまして、
1:07:19	これらを受けて、
1:07:23	面積施設につきましては、建設工事匿名のポツでございますが平成 2 年の構造計算書において地震荷重 735 アピール 2 本に対し設備荷重 145 名と小さく、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:36	信販評価に包絡されるといったことで、適切な0%というのを行っております。
1:07:42	ト部。平成29年のものですが、こちら、適切佐治ご指摘に火山灰荷重として評価を行う。
1:07:50	質問でございますが待った的にはですね地震個人に包絡されなくなっております。こちらですね具体的な数字としましてはですね、沈む施行令におきまして積雪の第二課長20人と、
1:08:04	1%ネットスーパー平気で、
1:08:07	0となっておりますが今回の火山灰の開発がこの124%/dayということで、落ちてくださいますね、今まで、
1:08:18	それから久我につきましては、岡施設で同様に、建築基準法に基づき、避雷設備を設けるといったものですが答え木口一条関係につきましてはですね、大設備が必要な設備ではないものを行っております。こちらマネジメント講演内容によっても行ってございます。
1:08:36	それから、3ページでございますが、先日厚木実施を起こしまして
1:08:42	幅としますや換気系が枯れ葉のバリア等の影響受けないように設計するでございますが、喜納小滝福井地方環境は廃棄物等を監視設備でございますので関係を設けていない。
1:08:54	ものでございます。
1:08:57	五味。
1:08:58	一番後ろの説明については以上となります。
1:09:01	はい。規制とシブヤけさありがとうございます。風荷重と積雪荷重は、地震荷重に包絡されるので、評価の省略ができるってことですけども。
1:09:14	これは屋根に火山灰が積もった状態で、風が吹いてかつ地震が起きても、何ら問題がないとそういう理解でよろしいでしょうか。
1:09:27	はい賞状ヨコボリですけども、建築基準法上ですね、それぞれ、
1:09:33	全部組み合わせる必要はないとなっております、それぞれ長期荷重に対して、自身味を組み合わせる。
1:09:42	もしくは、供給に対して風荷重を組み合わせ、もしくは、長期に対して、積雪の荷重を組み合わせるといった形でその中で、最大のものとなりますので結果的に地震荷重が、
1:09:56	最大でありますし、ありますのでそういったすべてを別にまとめた形の、
1:10:03	地震によって受けるか別に、能力評価というのは建築基準法上求められておりませんので、個別に評価を行っているものでございます。
1:10:12	はいありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:15	ちょっと私建築基準法はよくわかんないので風とか後輩とか高力の向きが違うような気がするんですけどその力の向きってというのはこれ関係ないものなんでしょうか。
1:10:31	わかんないです。
1:10:39	はい中条ヨコボリですけども、それぞれ力の動きというのは確におっしゃる通りかと思いますが、それぞれの向きに対して、
1:10:47	それぞれ評価をしっかりと行って計算をしているものでございますので、その中で最大負の影響が出るものを一番応力というもので評価している施設になると思います。
1:11:01	はい、ありがとうございました。
1:11:06	かけ荷重の話と積雪荷重のお話を初めてお伺いしたと思うんですけども、これは、第 6、第 1 編の申請の通りに、
1:11:16	含まれてくるというそういうことでしょうか。
1:11:32	衛藤処理場ヨコボリですけども、すいません申し上げますこちらはですね新新規申請というか堪える長官等になりますので、補正の中ではですね、第 1 編の自然現象のところで、
1:11:47	しか使わせていただいたと思っております。
1:11:51	はい、承知いたしました。
1:11:55	はい、南川間瀬史跡お勧めももらいますけれども、天神新水道眼 2 本 2 の中ではこの、
1:12:08	交通保管等については全然、
1:12:11	かけてないということなんでしょうか。
1:12:29	処理場のヨコボリですけども、現状の申請の中で、1 辺のところでは森林火災による影響評価とか、さつまきいによる風荷重、そういった影響評価そういった部分にはこの一時保管等も含まれておりますで、
1:12:45	その他の施設ですとこの風荷重や積雪が近隣かということで、この間ご説明をさせていただいた。
1:12:53	所尾藤りなんですけれども、1 時保管等についてはこれらが新規申請という形になりますので、
1:13:01	プランを踏まえた形でちょっと申請に、これからスタート不安が起こると、私
1:13:07	風荷重と積雪荷重につきましては、当間耐震の評価向上計算書に出てくる部分でもありまして、
1:13:18	先ほどちょっと 1 編の方でと私申し上げたんですが、
1:13:21	第 9 編のところでは構造計算書というか C クラスなんで構造計算書までは付けの計算書付けませんけれども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:29	一方支障等を示しますので、そういったところを踏まえてこの辺も少し読めるような形で、補正をさせていただきたいといったことになる。
1:13:39	与儀さんは今のままで、急変の方の筒井越塚沖地震か。
1:13:52	そうですね一応その方向でちょっと検討させていただきたいと思いますマゼット積雪については、構造計算書に絡んでくるところで、
1:14:02	いっぺんはちょっとそういったところを、
1:14:05	はございませんので、報連の方で、
1:14:09	少しこの辺の記載が読めるような形で地域を入れて、を考えたいと思います。
1:14:25	はい、ほかに。230日についてだけ。
1:14:34	次、232番、お願いします。
1:14:44	はい症状ヨコボリです。それでは資料処理場230の2番ということで、
1:14:50	こちらの第3編に申請しております。802月以降ですね、庫について旧基準規則等現行の技術基準規則で要求事項が変わっていないか。
1:15:01	このタイミングで申請となったのかを説明することということで、こちらについての回答資料になります。
1:15:10	まずですね、処理場の旧李市の三瓶で申請しているこの金属溶融設備及び焼却溶融設備の圧力逃がしフラワー、平成14年の減容処理棟の竣工時から設けているオフラップでございます。
1:15:25	この設備の施工の設置の目的は、炉内で圧力異常な以上に圧力が上昇した場合に、圧力を逃がすために設けるものを設けているものでございますけれども、
1:15:36	そもそもその背前段としまして、
1:15:39	以下の通りですね、加熱警視や廃棄物の供給を停止するインターロックというものを設けております。このインターロックというのが、こちら記載の通りですね、炉内の負圧ですけども、こちらは90パチパチPASCALで、
1:15:53	ヶ月停止及び廃棄物の供給が検知するというふうなものでございます。
1:15:59	上の設備の設計上ですね、炉内で以上の圧力が上昇した場合、まずはこのインターロックが作動しまして、
1:16:05	加熱を停止することで、事象は沈静化に向かうということになります。このためですね施設竣工時の設工認申請書においては、主要な風景設備に加えまして、このインターロック機能について申請をしてございます。
1:16:21	で江藤議員の技術基準規則旧技術基準規則の第7条、材料構造等のところの第2項をにおける要件がございまして、
1:16:32	こちらが原子炉施設を、の安全を確保する上で重要な機器に対するもの、この圧力逃がしのよってというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:41	そういった安全を確保する上で重要な機器に対するものということで、金属溶融設備や焼却溶融設備は、これに該当しないと判断を打っておりますとっております、
1:16:54	このためですね、圧力逃し機構については、申請の範囲外、上記のインターロックの補助機構という形で、自主的な設備として、設工認申請を
1:17:06	範囲外という形で申請をして、許可を、認可を受けているといったものでございます。
1:17:13	実際に検討の方でつけておりますけれどもこれこの間の説明を見せたようですが、プロジェクト逃しのところは、記載を、別に申請書に期待を記載をした上でですね。
1:17:25	申請の範囲外ということを確認した形で、付議申請を行っているといったものでございます。
1:17:33	1 ページに戻りまして、
1:17:37	一方ですね、のところですけども新規制基準対応においてですね。
1:17:42	試験技術基準規則では、旧基準、技術基準規則の第 7 条第 2 項と同様の要求が、第 13 条、安全弁等々で新たに条文化されまして、
1:17:55	安全弁を設ける要件が、
1:17:57	当時の原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器から、
1:18:02	安全機能の重要度に応じてというふうに変更となっております。
1:18:08	この新規制基準対応における、許可書において、
1:18:12	安全施設として安全機能の重要度分類の明確化を図っております、これら設ける金属溶融施設、それから、焼却溶融設備、また後渡邊が施工自体もそうなんですけれども、
1:18:24	グレード分類のクラス 3 に分類していることから、
1:18:27	今回、圧力逃し機構が試験の技術基準 6、第 13 条に適合すると。
1:18:33	これは税金の 10 分の時点における、安全弁等に該当するものと判断をして、今回申請を行っているという意味です。
1:18:43	一応 2 ページの方に吸気実現規則を試験の技術基準、それぞれ第 7 条と第 13 行の比較表ということで、すべてお願い説明させていただきます。
1:18:55	ます。
1:18:57	こちらの説明は以上になります。
1:19:00	はい、吉田です。ありがとうございます。
1:19:03	何かご質問、コメント等ございますでしょうか。
1:19:50	規制とシブヤですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:53	今のご説明ですけれども安全面だけの考え方が変わったっていうよりは、金属病原設備及び焼却溶融設備の全体的な、
1:20:05	考え方も、位置付けというか、この原子炉施設の安全を確保する重要な機器というその位置図、なんつうか、面の
1:20:15	を包括する、その設備そのものに対する考え方もやはり変わってるというそういう理解でよろしいでしょうか。
1:20:26	はい処理場のヨコボリですけれども当時はですね、この安全機能の重要度分類というものが許可上も明確になっていなかったということもあります。
1:20:37	ページの考え方で金属用設備、橋脚用設備というものはこれ当然設工認を申請して許可でも木材をしていただけるんですけれども、
1:20:46	それらに対する、教示も思案先期中で分離があれば、当然クラスター相当のものを、あると。
1:20:55	で、その設備自体の、
1:20:59	ユーザが変わったというそれが今回、新基準の中で明確化を、我々の方もしまして、許可上にクラス3としてそれぞれ、設備も含めて受けたというところを担っております。
1:21:11	2、
1:21:12	今当時ですねこの当時の技術基準規則第7条を見る個別。
1:21:20	原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器に使用する力っていうことで当時は、
1:21:28	金属類設備は焼却溶融設備、
1:21:32	に作用するその機器を、新規制基準の新規の要求事項の方を、
1:21:39	その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する、圧力の株主の情報という形で、気球施設設備を圧力逃し層厚で、それぞれも含めたものになっているということ。
1:21:53	千葉一般というふうに考えております。
1:22:01	はい、ありがとうございました。
1:22:06	技術革新等ございましたらお願いいたします。
1:22:34	大きな技術基準はないんですけど。
1:22:53	規制庁シブヤですけれども、9節行為自体の審査の話なんですけれども。
1:23:02	ここのやっぱり圧力2月拮抗安全弁も、なんかこう、坂有井の一部といいますか、もう、
1:23:12	これが、多分何でもいってわけじゃなくて極論すると例えば、美白が1枚ぶら下がってて、足が高まるとこう入れますとかってというのはもちろん当然。
1:23:23	駄目なはずで、何らかの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:27	技術的な、
1:23:30	基準をクリアする人は当然あったと思うんですけども、そういう観点での審査的なものは何もなかったというそういう理解です。
1:23:42	はい。そこについてはおっしゃる通りでして、要求事項の通り、
1:23:50	その金属設備や焼却熔融設備自体が、安全確保上重要な機器ではないという判断を持っておりまして、ですのでこの安全弁に係る情報は適合しない、施策ずつお話しという判断で、
1:24:07	加えて、例会である通り、実際にはインターロックが作動すれば、もう事象が停止して沈静化に向かうということで、自主的な設備の位置付けを考えて、
1:24:20	対象外として申請をしていくというふうなものでございます。
1:29:19	規制庁の荒川ですが、括弧ですね。
1:29:26	七条材料構造等で、
1:29:29	整理をしていましたというお話なんですけども。
1:29:34	何か感覚的ですけど。
1:29:37	ここで、何かその整理をしてたっていうのは僕は思えなくてですね。
1:29:42	現状試験炉の技術基準規則の 35 条。
1:29:49	廃棄物処理設備っていうのはあるんですけども、
1:29:54	その中には、
1:29:56	気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、
1:30:00	配置校以外の箇所において、気体状の放射性廃棄物を廃止することがないものであることっていうふうに言っているんですよ。
1:30:08	これは昔から変わってない。
1:30:11	というふうに思っていて、本来ここでその整理がされるべきなんじゃないのかなあと思ってます。
1:30:22	もうすでに設工認の中でも出てきているインターロックについてについてもですね、この、
1:30:32	基準というか、考え方を満足させるために、
1:30:36	9 月がこう落ちてきたらば、インターロックかけて、
1:30:43	斉木校以外のところからですね、廃棄が起こらないようにする、閉じ込めの観点ですよね。そういった観点で整理されていたものだと思うんですよ。
1:30:55	で、今問題になってる安全弁についても、結局はおんなじで、
1:31:00	インターロックが安里した後に、
1:31:03	正圧になる場合が考えられる閉じ込めが、役立つ考えがあるから、こういう安全弁を設けていたような気がするんです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:15	ちょっと、もう少しですね、そういう考え方論理的な考え方を少しご説明していただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
1:32:11	はい藤処理場の横堀です。ご指摘ありがとうございます。またしかし
1:32:18	ここの山段目のところとかですね、工事のところも踏まえ、閉じ込めの観点、35条の観点について、松田所長、この部分いっぱい整理をさせていただき。
1:32:30	改めてちょっと資料を直しまして、再度説明をさせていただき時間をいただければと思います。
1:32:38	うん。
1:32:41	結局、過去はですねえ。
1:32:46	当時の規制機関とヒアリングなりをして、こういう整理をしたと思うんですねこういう整理っていうのは、登録なくていいという整理をしたんだと思うんですけども。
1:33:02	ロジック的に考えると、この安全弁というのはこういう位置付けのものであったんじゃないかと。
1:33:11	今改めて見ると、やはり35条の、先ほど私が申し上げた、要求事項ですね。
1:33:21	これを担保させるために、安全名が必要だと思ったから、今回新たに登録をしたと。
1:33:32	何かもう正直に書いてもらったほうがいいと思うんですね。何かこの加工、七条の材料構造等、現行13条の安全弁。
1:33:45	ていうところで整理をしようとする、どうしても、何かねじれであるとか、何かそういうのが生じてしまうような気がするんですね。そもそも13条の安全弁で、
1:33:57	やっぱり処分場は、試験施設の一部として申請がされているので、
1:34:06	若干その基準自体もですね座りが悪いような感じで、処理場ができ上がってるような気がするんです。これ、
1:34:18	今回整理させていただいた13条についても、こちらなんですけど、廃棄物を処理するような設備に対して、
1:34:29	主眼を置いてですね設定している条文ではないような気がするんですね。やっぱり原子炉の運転というのを前提に考えた上で、
1:34:40	安全弁という13条ができ上がってると思うので、そこでわざわざ整理をするよりも、もっと適切な条文を、
1:34:52	よく眺めていただいでですね、整理していただいた方がいいというふうに思いますので、これはご検討いただければと思います。
1:35:04	はい処理場ヨコボリです。承知いたしましたのコメントをおっしゃる通りかと思っております。
1:35:11	梶田田仲支店のよう、我々の処理場のような施設というのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:18	場所の多い、旧基準も含めてですね、要綱とか原子炉がない施設に対するものが結構あります。明確曖昧なところがありましたので、
1:35:30	そういったところでちょっといろいろと
1:35:34	当時の限りと楽し協議をしながら進めたという経緯もあるということで、
1:35:39	もう少し取り込みの観点、我々としては取り込み機能が重要度を分類の安全機能になっておりますので、
1:35:47	そういった関係も踏まえてちょっともう一度整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。はい。
1:35:58	はい。他にこの 235 人に対しては実は等の内容のすべてについて、
1:36:06	もしくは葛西数でもいいかもしれませんが何かございますでしょうか。
1:36:23	逆に処理場側から何かありますでしょうか。
1:36:29	はい処理場のヨコボリですけれども、1 件だけ
1:36:34	PEEKプレスに。
1:36:37	横尾審議の話のところ、我々ちょっと設工認、
1:36:40	申請をする方向で検討は改めてちょっと説明させていただきたいと思います。
1:36:47	こちらについて、
1:36:50	今元号施工にその分の、
1:36:53	一辺の中で、
1:36:55	これを補正で入れ込めるような支援がちょっとない。
1:37:02	心、ちょっともう少し検討させていただきますけれども。
1:37:06	かなというふうに思っております、そのバーい。
1:37:10	円を追加する補正ってのは多分ないかなと思っておりますので、
1:37:16	ちょっとこの毎月申請がまたペリッかどうかっていうところ。
1:37:21	ひとつもう一度庁内でもよく検討させていただきたいと思います。場合によっては地域行政相談という形でご相談させていただくこともあるかもしれませんので、その際はよろしく願いいたします。
1:37:37	そう。
1:37:42	検討してもらった上で、
1:37:46	リスクから考えると、っていうところあると思うんですけど。
1:39:12	規制庁の荒川です。不法侵入の話なんですけれども、1 回はJAの方で検討してもらった上でですね。
1:39:22	またこのヒアリングの場で考えを教えてくださいいただければと思っています。我々としてもですね、処理場自体の、
1:39:33	そのリスクっていうのを考えると、どこまでぎりぎりやるかっていうところだと思うんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:41	なんですけれども、やっぱり一番恐れなきやならないのは、本来であれば、許可です ですね、この不法侵入の実現を、
1:39:53	何でやるかっていうのが、ある程度書いておいて欲しかったなあと。他のプラントと か見るとですね、PP規定と相まって、やっていきますよっていうことが書いてあ るんですけど、書類上はそれがないと。
1:40:07	そういう状態なので、設工認の許可期間、基本設計のところにはですね、書いてもら えば、明らかになるかなと思ったんですけども。
1:40:19	やっぱりリスクっていう観点を考えると、そこまでなくてもいいかなっていうふう に思っています。思います。ですけどもやっぱり抜けがあっちゃいけないので、
1:40:30	何か不法侵入については、どこでその実現をさせるのかっていうのは、どっかで明 記しておいて欲しいと思っていて。
1:40:40	一つはですね、抜け漏れチェックの表みたいなやつありますけど、あそこで明確に していただいて、あれは、
1:40:52	やはり審査会合とか出てるんでしたっけ、今朝会合とか出てる資料であるので、そ こに書き込んでおけばですね、明確になりますので。
1:41:04	お互い、どこで、他侵入の対策を実現させるか、PP規定なんだなっていうのがそ こに書いてあればですね、わかるようになりますので。
1:41:18	それも一つの手かなあというふうに考えていますので、一旦はJAで確認してい ただいて、今私が申し上げた、抜けモリ表の中でも整理しますっていうのであれば、 それはそれでもう。
1:41:34	リスクの観点から考えればですね、ありかなというふうに思ってますので、まずは ご検討いただければと思います。
1:41:43	はい処理場の横堀です。ありがとうございます承知いたしました。今いただいたア ドバイスも踏まえまして、1度原価研磨処理場の中でもよく検討させていただ いて、
1:41:55	次回のヒアリング等で、改めて明確にすべきもの、それから説明の仕方等も踏ま えて整理をしてご説明をさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。
1:42:08	はい、ありがとうございます。でしょうか。
1:42:12	えっと今、次回のシブヤです規制庁シブヤですけども、今回目のヒアリングとい うお話がありましたけども、ちょっともう審査会合もそろそろ、見せなきゃいけない という話が出てきておまして、
1:42:26	まだ具体的な話が進んでるわけではないんですけども、日程として上がってい るのが、印刷の、
1:42:36	前、
1:43:04	はい、秋田シブヤスズキですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:07	10 月中も見据えてしっかり進めていくという話でございますので紙資料の提出も、指導ってどうかあの日、
1:43:20	今のご回答も、あまり間を空けず、
1:43:23	次々、
1:43:26	お伺いしたいなと思うんですけども。
1:43:31	資料は、少なくともヒアリングの 3 日前にご提出いただくという計算でいくと、ヒアリングは大体どの辺で、
1:43:41	行いそうかというちょっと見通しを教えてくださいませんか。
1:43:52	あ、
1:44:06	はい処理場のヨコボリですけども、
1:44:10	そうですね、今ほかに溢水ですとか、火災防護のところも含めて、幾つかコメントもいただいておりますのでそちらの。
1:44:20	場合等をですね、一本線。
1:44:24	宮城までには、順次全部、今現在作成中ですので準備予定群にたいと思いますので、
1:44:33	ヒアリング近いヒアリングとしては、来週 10 月最初の収納をばんぱたりでお願いできれば、そう考えております。ありがとうございます。我々も大体そういうふうな感じで考えておりましたので、
1:44:47	では 29、29 日の夜いっぱい困りませんので、
1:44:55	資料をいただきまして、四、五 6 で、ちょっと日程を相談させていただくという形にしたいと思います。
1:45:03	今年度はございますでしょうか。
1:45:07	はい。では本日のヒアリングはここまでにさせていただきます。
1:45:12	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。